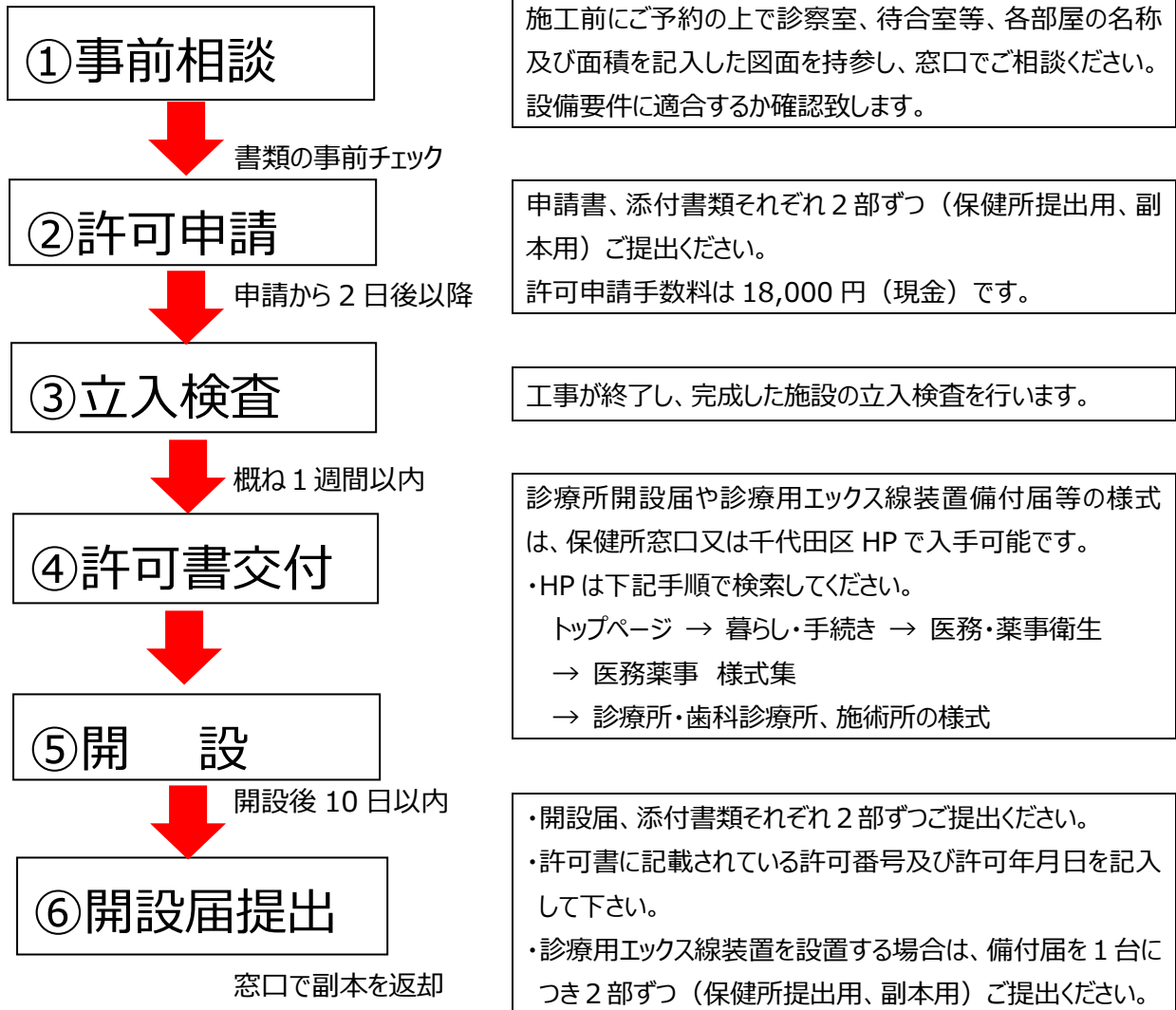


診療所（歯科診療所）～法人開設の手続きの流れ～



【注意点】

- 保険診療の開始日については、関東信越厚生局東京事務所（☎03-6692-5119）にお問い合わせください。
- 立入検査の際は、施設が完成している必要があります。
- 構造設備が医療法の基準を満たしていない場合は、使用停止や修繕命令等の不利益処分が為されます。

«構造設備の基準について»

根拠法 医療法第14条の2、第20条、第23条 医療法施行規則第3章及び第4章

- ☐院内掲示 ☐防火設備 ☐照明設備 ☐換気設備 ☐入院施設の基準 ☐歯科技工室の基準
☐エックス線診療室の構造設備 ☐調剤所の構造設備 ☐建築基準法の規定に合致すること

また、図面と施工が異なる場合は、図面の差し替え又は施工のやり直しが必要となる場合があるので、ご注意ください。

診療所（歯科診療所）開設に必要な書類

法人（医師又は歯科医師個人以外）で開設される場合

開設許可申請（開設前に申請）

申請手数料 18,000 円

①	開設許可申請書（第 1 号様式又は第 2 号様式）
②	定款又は寄付行為の写し
③	法人登記簿謄本（全部事項証明書） 【注】保健所提出用には原本を添付
④	建物の登記簿謄本（登記事項証明書） 【注】保健所提出用は原本を添付
⑤	建物を賃借する場合は賃貸借契約書の写し 【注】原本と照合のため本状を持参
⑥	敷地の平面図（ビル内施設にあっては、施設のある階の平面図）
⑦	ビルの所在が分かる見取り図 （地理院地図等、著作権法に抵触しないもの）
⑧	診療所の平面図 各室の用途（診察室、待合室等）と室面積を示したもの（概ね縮尺 1 / 100 以上）

開設届（許可後、診療を開始してから事後の届出）

①	開設届（第 7 号様式）
②	管理者（開設者）の免許証・臨床研修修了登録証 [※] の写し 【注 1】免許証・登録証ともに原本照合のため本証を持参してください。 【注※】臨床研修修了登録証は医籍登録年月日が平成 16 年 4 月 1 日（歯科医籍登録年月日は平成 18 年 4 月 1 日）以降の場合必ず添付してください。
③	管理者の職歴書 処分歴の有無と、最後の履歴に「〇〇診療所開設管理者就任」を記載。
④	従事する医師又は歯科医師の免許証・臨床研修修了登録証 [※] の写し
⑤	助産師が従事する場合は免許証の写し

①～⑧及び①～⑤を各 2 部ずつご用意ください。

【その他の留意事項】

- 清潔保持並びに衛生上、防火上及び保安上安全に関する設備要件があるため、事前相談を推奨しています。
- 開設許可後、正当な理由なく 6 月以上開設しない場合は、許可を取り消すことがあります。
- エックス線装置がある場合は、診療用エックス線備装置付届（第 25 号様式）を 1 台につき 2 部ずつ提出してください。
- 移転する場合は、前診療所の廃止届（第 14 号様式）及び新住所の開設手続きが必要です。
- 開設者変更の場合は、旧開設者の廃止及び新開設者の開設手続きが必要です。

【根拠条文】

医療法第 7 条（開設の許可） 医療法施行規則第 1 条の 14（開設の許可申請）及び第 3 条（開設の届出等）

【保険診療の手続きについては下記にお問合せください。】

関東信越厚生局 東京事務所

新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー 11 階 ☎03-6692-5119